

県営住宅

北大東団地空家入居者募集（随時募集）

1. 募集受付期間：

令和3年5月17日（月）から令和3年5月28日（金）まで

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送での申込みとなります。

（受付最終日の消印まで有効ですが、原則先着順となります。）

2. 申込み方法

（1）申込み資格について

- ・別紙「入居資格」をご確認ください。

（2）提出書類について

①一般申込み

提出書類：申込整理票

②優遇申込み（子育て世帯、優遇世帯）

提出書類：申込整理票、必要書類（必要書類については別紙をご確認ください。）

（3）提出方法について

- ・必要書類を添えて下記の宛先へ郵送もしくは直接提出してください。封筒はご自身でご用意くださいますようお願いいたします。

3. 郵送・提出先

〒901-3992 北大東村字中野 218 番地

北大東村役場 建設課

4. 募集団地

- ・県営北大東団地（募集予定戸数 2 戸）

※今回の募集については募集期間内であっても予定戸数が埋まり次第募集を終了します。

5. 注意事項

・申込みは、1世帯につき1通までとさせていただきます。

※同一世帯、または同一人で2通以上の申込み（重複申込み）をした場合は失格になりますのでご注意ください。

※令和2年度空家募集の一次募集または二次募集・三次募集に応募した方も申込可能です。（北大東団地は単身申し込み可能です）

※公営住宅入居者の応募について

原則、県営住宅に住んでいる方が世帯を分離して申し込むことは認められません。

但し、現名義人以外が申込者で、戸籍上別世帯で各間取りの入居人数を超えている場合は申込み可能です。

【世帯人数：2DK、2LDK・・・5名以上 3DK、3LDK・・・6名以上 4LDK・・・7名以上】

・順位について

原則として先着順となりますが、同日に複数の応募がある場合は応募枠（子育て優遇・その他優遇・一般申し込み）により優先順位を付けます。さらにそれぞれの応募枠で複数の申込があった場合、抽選を行い、順位付けをします。抽選については北大東村役場にて来場者なし及び所定の方法で行います。

応募枠による優先順位は①子育て優遇 → ②その他優遇 → ③一般申し込みとします。

6. お問い合わせ先

北大東村役場

TEL : 0980-23-4463 / FAX : 0980-23-4406

沖縄県住宅供給公社

・那覇本社 住宅管理課入居係

TEL : 098-917-2206 / FAX : 098-917-2439

入居資格

次のすべてに該当する方が子育て、優遇を問わず入居資格を有します。

1	<p>○現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻予定者等を含む）があること。 ※婚姻予定者は当選後、資格審査書類の提出時に婚姻した旨の証明書（戸籍謄本等）が提出されないと入居できません。 注意① 単身入居できる場合もあります。</p>
2	<p>○申込者および同居親族の所得を合算した月額所得が以下の基準内であること。 ー 一般 158,000 円以下であること（計算後の月額所得） 注意② 裁量世帯 214,000 円以下であること（ " " ）</p>
3	<p>○現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 ○原則として、入居予定者全員が持ち家（共有を含む）を所有していないこと。</p>
4	<p>○沖縄県内に住所を有する者であること。（申込開始日の前日までに住所があること）</p>
5	<p>○都道府県税および個人住民税の滞納がないこと。 ○県営住宅の家賃等、滞納がないこと。</p>
6	<p>○連帯保証人を準備できる方（県が定めた条件に当てはまる連帯保証人が1人必要です。） ※連帯保証人を準備することが困難な場合は、入居案内時に公社までお問い合わせください。</p>
7	<p>○申込者、または同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でないこと。 ※入居申込時に暴力団員でないこと等の誓約が必要です。 また、入居資格について県警察本部に照会を行います。</p>

注意① 単身入居の条件

○資格：60歳以上の方*1・障がい者*2・生活保護受給者・DV被害者*3（配偶者暴力相談支援センターの証明がある方）・戦傷病者・原爆被爆者・海外引揚者・ハンセン病療養所入所者等、
 島外よりの単身赴任等（北大東団地のみ）

*1 令和3年4月1日時点で60歳以上に達している方

*2 単身入居応募可能な障がいの等級については、下記等級程度のものとします。

【 身体障がい1～4級、精神障がい1～3級、知的障がいA1～B2 】

※ただし、精神障がい3級、知的障がいB2は、一般申込みとなります。

*3 一時保護、または保護命令の証明書が必要です。（「相談」の証明では受付できません。）

※「5年以内」の証明書が必要です。5年を超えたものは受付できません。

○身体上、または精神上著しい障がいがあるために常時介護を必要とし、かつ、居宅において、これを受け
 ることができず、または受けることが困難であると認められる方は応募できません。

注意② 裁量世帯

○入居予定者全員が60歳以上の世帯

○入居者が60歳以上の者で、同居者が18歳未満の世帯

○小学校就学前の子供がいる世帯

○入居者、または同居者に身体障がい者（1～4級）精神障がい者（1～2級）知的障がい者（A1～B1）
 がいる世帯

○戦傷病者のいる世帯 ○原爆被害者のいる世帯 ○ハンセン病療養所入所者等 ○海外引揚者

「子育て世帯」優遇申込みを希望する方は、下記の書類の提出が必要です。

<h3>1. ひとり親(母子・父子)子育て世帯</h3> <p>①配偶者と死別、または離婚しており、再婚していない世帯で18歳未満の子を扶養している世帯 ②非婚母子(父子)世帯 ※未成年の母子(父子)世帯は応募できません。 ③DV被害者 配偶者暴力相談支援センターからの一時保護、または保護命令の証明書(5年以内)のある方で、18歳未満の子を扶養している方</p>	<p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none">○戸籍謄本 →配偶者がいない事の確認○扶養証明書 ・16歳以上の子が1人以上いる世帯は提出してください。 <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・申込世帯に親や兄弟がいる場合は、「一般申込み」して受け付けます。・月額所得によっては、「子育て支援世帯」として応募できる可能性があります。(6~9ページ参照) <p>※③について、「相談」証明書では受付できませんのでご了承ください。</p>
<h3>2. 多子子育て世帯</h3> <p>現在、18歳未満の子を3名以上扶養している世帯 (子どもが3名以上、かつ、18歳未満の子が1名以上)</p>	<p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none">○住民票謄本 →本籍と続柄が記載されたもの ・省略されているものは不備になり、「一般申込み」として受け付けます。○扶養証明書 ・16歳以上の子が1人以上いる世帯は提出してください。
<h3>3. 子育て支援世帯</h3> <p>下記の①と②の両方の要件を満たしている世帯が申込み可能です。</p> <p>①現在、18歳未満の子が2人以上いる世帯 ②月額所得が104,000円以下の世帯 ※収入については6~9ページを参照</p>	<p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none">○住民票謄本 →本籍と続柄が記載されたもの ※省略されているものは不備となり、「一般申込み」として受け付けます。○所得証明書[令和2年度(令和元年分)] →月額所得の確認のため ※16歳以上の方は全員提出が必要です。

※応募にあたっての注意※

○年齢について

「18歳未満の子」とは、平成16年4月2日以降に生まれた子が対象です。

○「16歳以上の子」とは、平成18年4月1日以前に生まれた子が対象です。

○各種証明書について

・各種証明書類等にマイナンバーが記載されているものは受け取ることができませんので、マイナンバーがない証明書を提出していただくようお願いいたします。

・必要書類が不足している、または不備があるものは「一般申込み」として受け付けますのでご注意ください

その他優遇申込みを希望する方は申込整理票と併せて下記の書類を提出してください。

<p>1. 障がい者 ○身体障がい 1～4級 ○精神障がい 1～2級 ○重度、または中度の知的障がい A1～B1 ○戦傷病者（手帳保持者）</p>	<p>必要書類 障がい者手帳等 ・氏名、等級が確認できる部分の写し →確認ができない場合は失格になる場合があります。 ※左記の等級以外の申込みは全て「一般」となります。</p>
<p>2. ひとり親（母子・父子）世帯 （18歳以上20歳未満の子を扶養している世帯） ○配偶者が死別、または離婚して再婚していない世帯 ○非婚世帯 ○配偶者暴力相談支援センターからの「一時保護」、または「保護命令」の5年以内の証明書がある方</p>	<p>必要書類 戸籍謄本、扶養証明書 ・親、または兄弟と同居を予定している世帯は「一般」申込みの受付になります。 ・「相談」の証明書では受付できません。</p>
<p>3. 生活保護受給世帯</p>	<p>必要書類 生活保護受給証明書</p>
<p>4. 高齢者世帯 ○申込者全員が60歳以上 ○60歳以上の方とその配偶者のみの世帯 ○60歳以上の方と18歳未満の子のみの世帯</p>	<p>必要書類 住民票謄本 ・本籍と続柄が記載された住民票謄本を提出してください。</p>
<p>5. 公共立ち退き ○土地区画整理事業、土地収用事業等の公共事業により立ち退きをする世帯</p>	<p>必要書類 公共立退証明書等 ※ただし、申込み後にアパート等に移転した場合は失格になります。</p>
<p>6. 海外引揚者（※1） ○海外引揚者で引揚から5年経過していない世帯</p>	<p>必要書類 海外引揚証明 ※詳細は沖縄県子供生活福祉部平和援護・男女参画課にお問い合わせください。</p>
<p>7. ハンセン病療養者（※2）</p>	<p>必要書類 国立ハンセン病療養所等の長の証明</p>
<p>8. 犯罪被害者 ○犯罪被害により従前の住宅に居住するのが困難な方で下記のいずれかに該当し、月額所得が104,000円以下の世帯 ①犯罪被害により収入が減少し生計維持が困難になった世帯 ②現在居住している住宅、またはその付近において犯罪等が行われたために居住を続けることが困難になった世帯 ※DV被害者を除きます。 ※犯罪被害を被ってから5年以内に限りです。</p>	<p>必要書類 ①犯罪等被害確認書 ②優先入居申込理由書 ③所得証明書 ※16歳以上の方は全員提出してください。</p>

- ※1 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第2条第1項及び第6条第2項に規定する者）に関しては、帰国後5年を経過していたとしても優遇申込みの対象者とする。
- ※2 「らい病予防法の廃止に関する法律」より「らい病予防法」が廃止されるまで（H8.3.31まで）の間に国立ハンセン病療養所、その他厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者であって、「ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行の日（H13.6.22）において生存している者

子育て優遇・その他優遇申込みを希望される方へ

（1）提出書類について

- ・必要書類の提出がない、確認ができない申込みはすべて「一般」申込みとして受け付けますのでご了承ください。
- ・添付書類は、令和2年7月1日以降のものを提出してください。
- ・提出する必要書類はマイナンバー（個人番号）が記載されていないものを提出してください。
- ・マイナンバー（個人番号）が記載されている証明書等は受付できない事がありますのでご了承ください。

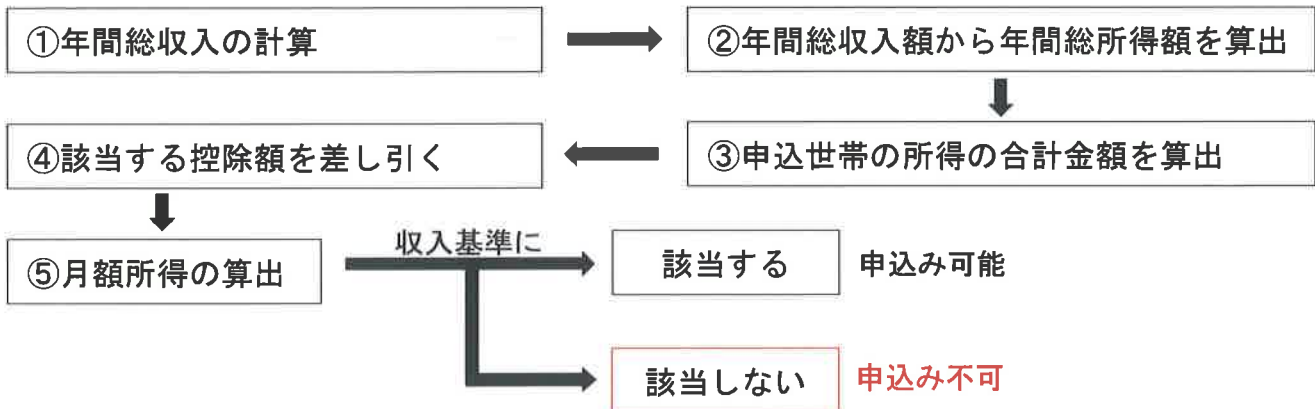
（2）年齢について

- ・「18歳未満」とは平成16年4月2日以降に生まれた方が対象です。
- ・「18歳以上20歳未満」とは平成14年4月2日から平成16年4月1日の間に生まれた子が対象です。
- ・「60歳以上」とは令和3年4月1日時点で60歳に達している方が対象です。

年間総収入金額*1・年間総所得金額*2の計算方法

このページでは、申込みにあたって県営住宅の収入基準に該当するかを判断する為に、月収額の計算を行います。

【 **世帯の所得 = 申込世帯の所得の合計額 - 該当する控除額（9ページ参照）** 】
計算の手順は以下のとおりです。



* 1 「年間総収入金額（総収入）」…税込総支給額をいいます。

* 2 「年間総所得金額（総所得）」…年間総収入金額から税法上認められた必要経費（老齢年金・普通恩給の場合は公的年金等控除額）を控除した額をいいます。

計算時の諸注意

- ①入居予定者（婚約者を含む）に所得のある方が2名以上いる場合は、それぞれの所得を計算した後に所得金額を合算します。
- ②国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、恩給、各種共済年金の収入は、月額所得を計算する際に「給与収入」として扱います。
- ③所得税法により課税対象とならない以下の収入は、月額所得の計算の対象となりません。
課税対象外の収入…生活保護の生活扶助、雇用保険、労災保険、休業補償、仕送り、遺族年金、障害年金、児童扶養手当等

※老齢年金、普通恩給は、以下の計算方法で年間所得金額を算出してください。

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額の計算
65歳以上 (昭和30年1月1日以前に生まれた方)	1,200,000円まで	所得は0
	1,200,001円から 3,299,999円まで	(年金額) - 1,200,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	(年金額) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金額) × 0.85 - 785,000円
65歳未満 (昭和30年1月2日以降に生まれた方)	700,000円まで	所得は0
	700,001円から 1,299,999円まで	(年金額) - 700,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	(年金額) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金額) × 0.85 - 785,000円

※計算時に出了た1円未満の端数は切り上げてください。

給与所得者の年間総収入計算

年間総収入（賞与・諸手当を含む税込の収入）の計算	
就職（勤務開始）の時期	年間総収入の計算方法
申込日時点で、現在の勤務先に前年の1月1日以前から引き続き勤務している方	前年の年間総収入金額 （市町村が発行する所得証明書）
中途就職の方 申込日時点で、前年に現在の勤務先へ中途就職し、現在までに12ヵ月以上勤務している方	勤務した翌月から12ヵ月の年間総収入金額
申込日時点で、前年に現在の勤務先へ中途就職し、勤務期間が12ヵ月に満たない方	勤務した翌月から申込日全月までの総収入金額を基に以下の計算による年間の推定総収入金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{支払いを受けた賞与}}{\text{勤務した翌月から申込日前月までの月数}} \times 12$ $+ \text{支払いを受けた賞与} = \text{年間推定総収入金}$

事業所得者の年間総所得計算

年間総所得の計算	
事業の開始時期等	年間総所得の計算方法
申込日時点で、現在の事業を前年の1月1日以前から引き続き行っている方	所得証明書 （市町村が発行するもの）
中途で事業を始めた方 申込日時点で、現在の事業を前年の中途から開始して、現在までに12ヵ月以上行っている方	事業を始めた翌月から12ヵ月間の年間総所得金額 【年間収入－年間支出＝年間所得】
申込日時点で、現在の事業を前年の中途から開始して、事業期間が12ヵ月に満たない方	事業を始めた翌月から申込日の前月までの収入と支出を基に、以下の計算による年間推定総所得金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{総支出金額}}{\text{事業を始めた翌月から申込日前月までの月数}} \times 12$ $= \text{年間推定総収入金額}$

月額所得の計算方法

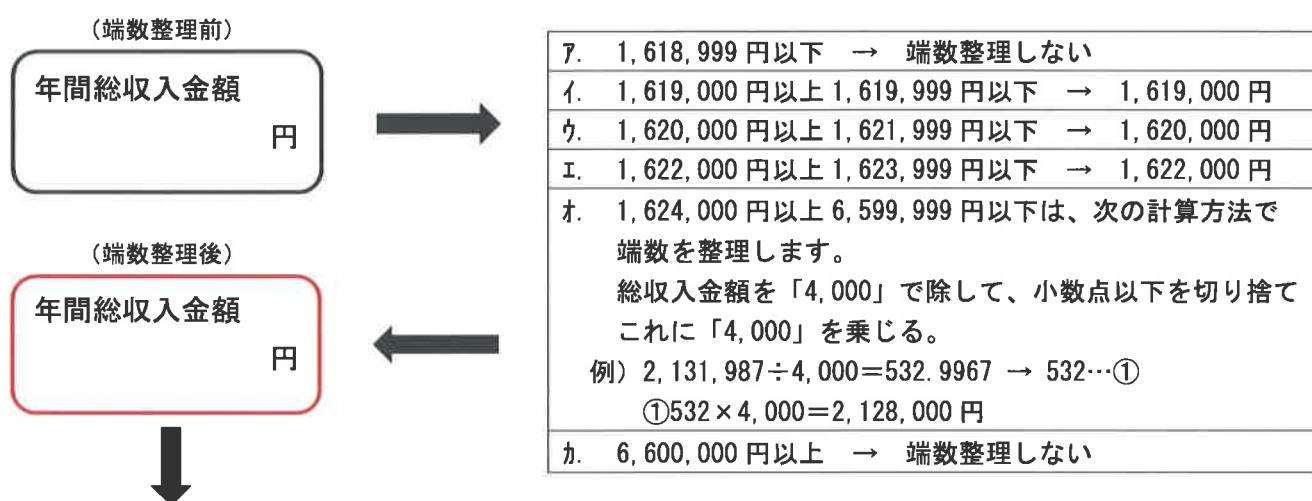
このページでは、6～7 ページで計算した年間総収入金額・年間総所得額から以下の計算式に金額をあてはめて世帯の「月額所得」を割り出し、その結果が収入基準内に該当するか判断します。

具体的な計算方法

- ・ 給与所得者の方 → ①から順に計算をしていきます。
- ・ 事業所得者の方 → ③で計算します。

※申込世帯の中に所得がある方が複数名いる場合は、それぞれで端数整理を行い、最終的に全員の金額を合算して世帯の「合計年間所得金額」算出してください。

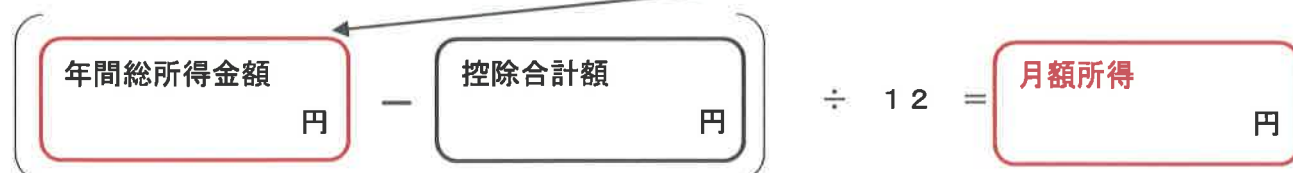
①年間総収入金額の端数整理



②年間総所得金額の計算方法（下記の表にあてはめて計算します。）

年間総収入金額の区分	年間総所得金額
ア. 650,999 円以下	年間総所得金額は 0
イ. 650,000 円以上 1,618,999 円以下	(端数整理後の年間総収入金額) - 650,000 円
ウ. 1,619,000 円以上 1,621,999 円以下	(端数整理後の年間総収入金額) \times 0.6 - 2,400 円
エ. 1,620,000 円以上 1,621,999 円以下	(端数整理後の年間総収入金額) \times 0.6 - 2,000 円
オ. 1,622,000 円以上 1,623,999 円以下	(端数整理後の年間総収入金額) \times 0.6 - 1,200 円
カ. 1,624,000 円以下 1,627,999 円以下	(端数整理後の年間総収入金額) \times 0.6 - 400 円
キ. 1,628,000 円以上 1,799,999 円以下	(端数整理後の年間総収入金額) \times 0.6
ク. 1,800,000 円以上 3,599,999 円以下	(端数整理後の年間総収入金額) \times 0.7 - 180,000 円
ケ. 3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	(端数整理後の年間総収入金額) \times 0.8 - 540,000 円
コ. 6,600,000 円以上 9,999,999 円以下	(端数整理後の年間総収入金額) \times 0.9 - 1,200,000 円

③月額所得の計算方法



※控除額は 9 ページの一覧表をご確認ください。

控除金額の一覧表

(令和3年度税制改正のため変更することがあります。)

控除の種類	内 容	控 除 額	
基本的	1. 同居親族	38万円×()人 ※()内は家族数一本人	
	2. 別居扶養親族		所得税法上の控除を受けている別居扶養親族
特 別 控 除	3. 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の方 (合計所得が38万円以下の方)	25万円×()人
	4. 老人控除対象 配偶者控除	同居している控除対象配偶者および扶養親族のうち70歳以上の方	10万円×()人
	5. 老人扶養親族	別居している扶養親族のうち70歳以上の方	10万円×()人
	6. 寡婦控除	次の①+②、または③のいずれかに当てはまる場合 ①次のア、またはイに当てはまる方 ア. 夫と死別、または離婚した後婚姻されていない方 夫の生死が明らかでないもの イ. 非婚母子世帯で、現在も婚姻されていない方 ②扶養親族、またはその者と生計を一にする子(合計所得金額が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限る)がいる方 ③夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が不明な方で合計所得金額が500万円以下である方(この場合、扶養親族などの要件はありません。)	27万円 (所得金額が27万円未満 の場合は当該所得)
	7. 寡夫控除	次のすべてに当てはまる場合 ①次のア、またはイに当てはまる方 ア. 妻と死別、または離婚した後婚姻されていない方 妻の生死が明らかでないもの イ. 非婚父子世帯で、現在も婚姻されていない方 ②扶養親族、またはその者と生計を一にする子(合計所得金額が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限る)がいる方 ③合計所得金額が500万円以下である方	
	8. 障がい者控除	本人、配偶者および扶養親族のうち、以下の障がい者手帳の交付を受けている方 ①身体障がい(1、2級以外の方) ②精神障がい(2、3級の方) ③知的障がい(B1級以下の方) ④戦傷病者(第4項症以下の方)	27万円×()人
	9. 特別障がい者控除	本人、配偶者および扶養親族のうち、以下の障がい者手帳の交付を受けている方 ①身体障がい(1、2級の方) ②精神障がい(1級の方) ③知的障がい(A1、A2級の方) ④戦傷病者(特別項症から第3項症の方)	40万円×()人
	世帯の控除額合計		円

記入例

(赤字部分と赤太枠内のみ記入してください)

3. 申込整理票

※赤太枠内のみを記入

○希望団地・団地コードを忘れずに記入してください。
※1世帯1団地に限ります。

※所得について※

○所得については、資格審査時に確認を行います。
○月額所得が158,000円を超える世帯は申し込みをしても**収入超過世帯**となり失格となりますのでご了承ください。
※ただし、裁量世帯に該当する世帯は、**月額所得214,000円以下**の世帯が申し込み可能です。

北大東団地入居者募集 申込整理票

申込年月日 令和 年 月 日

※特殊空家を希望する方は○ <input type="checkbox"/> 現在車椅子を使用している方は○ <input type="checkbox"/> 子育て・優遇・一般・車イス() <input type="checkbox"/> 特殊空家入居希望あり <input type="checkbox"/> 現在車イス使用中 <input type="checkbox"/>		抽選番号				
希望団地	北大東 (団地・高層住宅・市街地住宅)	団地コード 20				
住所	〒900-0029 那覇市旭町114番地7 旭町アパート 101					
フリガナ	アサヒ タロウ	自宅TEL 098-917-2206				
氏名	旭 太郎	携帯TEL 090-1234-5678				
		緊急TEL 098-866-2418				
今住んでいる住宅の種類 ア 自宅 (名義人:) イ 賃貸住宅 (名義人:) ウ 市町村営住宅 (名義人:) エ 賃貸住宅 (アパート・マンション・一戸建) オ 親族の持家 カ 実家 キ 社宅、寮 ク 公団・公社・雇用促進住宅 ケ 間借り コ その他 (<input type="checkbox"/>)		申込者と賃貸住宅に入居しようとする者の間に 家賃を所有する方がいますか。 はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/>				
県営住宅に入居しようとする親族	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	備考欄
	旭 太郎	本人	昭38 2 5	57	会社員	
	旭 良子	妻	昭42 6 8	53	なし	
	旭 一郎	長男	平8 5 11	24	学生	
	旭 華子	長女	平9 12 20	22	学生	